

[事案 27-44] 入院給付金等支払請求

・平成 27 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

A病院における入院の原因が、B病院における入院の原因と同一であることは、保険会社に提出済みのB病院の診断書の記載内容から明らかであることを理由に、両病院の入院を1回の入院とみなし、入院給付金を支払うことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 10 月に契約した医療保険について、以下の理由により、B病院の診断書の記載内容をもって、A病院の診断書を提出することなく、A病院およびB病院における入院を1回の入院とみなし、両病院の入院日数を通算して入院給付金を支払ってほしい。

- (1) B病院の診断書には、失神による受傷に対する保存的加療目的でA病院に入院し、心電図モニター管理にて高度房室ブロックを認め、これが失神の原因と考えられたことから、ペースメーカー埋め込み術が適応と判断され、当該手術を目的としてB病院に転院となった旨記載されていることから、A病院およびB病院における入院の原因が同一であることは明らかである。
- (2) 入院した全ての病院の診断書が必要であることは約款に記載されていないうえ、そのような説明も受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) B病院の診断書によると、A病院における入院の直接の原因は頭部受傷による骨折の保存的加療目的の入院と推察される。他方、B病院における入院の直接の原因は「高度房室ブロック」であり、両病院における入院の直接の原因が同一または医学上重要な関係があるとは通常考えがたい。
- (2) 約款には、疾病入院給付金請求の必要書類を、医師の診断書および入院した病院または診療所の入院証明書と定めており、申立人がA病院およびB病院における入院を1回の入院とみなして入院給付金等を支払うことを保険会社に求めるのであれば、申立人は、A病院の診断書を保険会社に提出する必要がある。
- (3) 申立人は、約款の規定を承知のうえ、申込書に署名押印し、給付金請求の必要書類が記載された「ご契約のしおり・約款」を受領している。また、転入院の場合に継続した1回の入院とみなすことができる場合の取扱いについて、募集時に申立人からことさらに質問等がなされていない本件において、募集人が申立人に対し、当該取扱いを口頭で説明するまでの義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、カルテ等を含む）にもとづき審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。
- (3) 給付金請求時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を打診したが、申立人はこれを不要と回答したため、事情聴取は実施することができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、A病院の医師の診断書が提出されない以上、保険会社がA病院における入院の入院給付金を支払対象としないことは問題なく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第37条にもとづき手続を終了した。